

スノーピーク人権方針

株式会社スノーピーク、その子会社及び関連会社からなるスノーピークグループ（以下「スノーピーク」といいます。）では、ミッションステートメント「The Snow Peak Way」（末尾【参考】をご参照ください。）にもとづき、全てのステークホルダーに良い影響を与え、継続的に価値提供していくことが、弊社の企業価値の源泉であると考えております。その実現に向けまず土台となるのは、スノーピークの企業活動に関わる全ての人々の人権が守られ、尊重されることであると認識しています。そこで、働く人々やビジネスパートナー、サプライチェーンに対する人権の取組みを推進していくために、経営トップを含む経営陣のコミットメントの下で、取締役会の決議を経て、“スノーピーク人権方針”を策定しました。

スノーピーク人権方針

スノーピークは、The Snow Peak Way にもとづき、企業としての人権尊重の責任を果たします。そのために、ここに国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづく「スノーピーク人権方針（以下「本方針」といいます。）」を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めます。

人権に対する考え方

スノーピークは、人権デュー・デリジェンスを実施し、バリューチェーンにおいて、人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることを回避することを宣言します。スノーピークは、上記のコミットメントを実現していくために、国際人権章典、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言、OECD 多国籍企業行動指針などに定められた人権を尊重します。スノーピークは、事業活動を行う国・地域の法令などを遵守することを基本に上記の人権の原則を尊重します。

人権方針の適用範囲

スノーピークは、本方針をスノーピークの全ての役員及び従業員（以下「役職員」といいます。）に適用します。また、スノーピークのサプライヤー、ディストリビューターその他ビジネスパートナーに対しても、本方針の内容を理解・支持いただくことを期待するとともに、本方針が尊重されるよう、継続して働きかけます。特に、製造業者、サプライヤー及びディストリビューター等のお取引先に対しては、人権尊重の基準を含む「スノーピークパートナー取引行動規範」の理解と遵守を要請し、製造業者、サプライヤー及びディストリビューター等のお取引先とのパートナーシップを大切にしながら協働することにより、人権尊重への取組みを推進していきます。

スノーピークが重要と考える人権課題

スノーピークは、開発、調達、製造、物流、販売などのビジネスプロセスの中で重点的に取り組むべき人権課題を以下の通り特定し、適切な手続きを通じて対処していきます。

1. 差別等不当な取扱いの禁止

スノーピークは、年齢、障がい、民族、性別、婚姻状況、出身国、所属政党、人種、宗教、性的指向、性同一性、組合への加入、その他法令等や国際規範で保護されているいかなる立場による、差別も許容しません。

2. 強制労働と児童労働の禁止

スノーピークは、奴隷や人身取引を含めた全ての強制労働、児童労働を許容しません。「児童」とは、15歳又はその国の法令で使用が許される年齢のいずれか高い年齢に達していない者をいいます。

3. ハラスメントの禁止

スノーピークは、精神的、肉体的であるかを問わず、相手を傷つけるような言動やあらゆるハラスメントを許容しません。

4. 安全な労働環境の提供

スノーピークは、心身ともに健康で、安全かつ安心して働くことができる職場環境を築くとともに、仕事と生活の調和の取れた働き方を実現します。

5. 結社の自由と団体交渉の尊重

スノーピークは、従業員が労働組合を結成する権利や、これに加入する・しない権利、国内外の本社・事業所及び関連会社と団体交渉する権利を尊重します。

6. 教育・周知浸透

スノーピークは、本方針をスノーピークの役職員に浸透するように適切な教育や研修に取り組むとともに、サプライヤーやビジネスパートナーに対しても本方針の理解を得るための活動を進めて行きます。

7. 責任体制

株式会社スノーピークは、代表取締役社長から権限委譲された各部門長がそれぞれ責任を持って人権尊重への対応を推進します。人権尊重へのコミットメントを果たす上で重要な事項については、株式会社スノーピークの取締役会で決定します。また、スノーピ

ーク各社の代表取締役は、かかる決定事項の執行状況を当該取締役会に報告し、同取締役会がスノーピークの各社における執行状況を監視・監督します。

8. 人権デュー・デリジェンス

スノーピークは、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・デリジェンスを行うことにより対処します。人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、スノーピーク自らの活動が引き起こした人権への影響を評価し、特定された負の影響については、原因の回避又は軽減を行います。また、スノーピークとの取引関係によって、スノーピークの事業、製品又はサービスとつながっている人権への影響についても、本方針が尊重されるよう働きかけます。

9. 救済措置

スノーピークは、自らの事業活動が、人権に対する負の影響を直接に引き起こしたことが明らかとなった場合、又は取引関係等を通じた間接的な影響が明らかとなった場合には、通報者に対する配慮の観点も踏まえ、適切な手続きを通してこれに対処します。

10. ステークホルダーとの対話と協議

スノーピークは、本方針にもとづく人権への取り組みを、さまざまなステークホルダーとの対話と協議を通じて、より良いものに改善していきます。

11. 情報開示

スノーピークは、人権尊重の取り組みのプロセス、結果及び進捗状況をウェブサイト等で公表していきます。

12. 人権方針の策定プロセスと見直し

株式会社スノーピークは、取締役会にて本方針を決議しました。社会動向や事業環境に応じて変化する人権課題に対応できるよう、定期的の方針内容を見直し、改定を行います。

【参考】

The Snow Peak Way

私達スノーピークは、一人一人の主体性が最も重要であると自覚し、同じ目標を共有する真の信頼で力を合わせ、自然指向のライフバリューを提案し実現するグローバルリーダーになろう。

私達は、常に進化し、革新を起こし、時代の流れを変えていきます。

私達は、自らもユーザーであるという立場で考え、お互いが感動できる体験価値を提供します。

私達は、地球上の全てのものに良い影響を与えます。

制定：2023年12月13日

株式会社スノーピーク

代表取締役 会長兼社長執行役員 山井 太